○国土交通省・環境省令第二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第一条の四第三号の規定に基づき、有害水バラストに含まれる細菌及び細菌の数の基準を定める省令を次のように定める。

平成二十六年十月九日

国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

有害水バラストに含まれる細菌及び細菌の数の基準を定める省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第一条の四第三号の国土交通省令・環境省令で定める細菌は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、同表の上欄に掲げる細菌ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

細菌	基準
一　エシェリヒア属コリー（別名大腸菌）	水バラスト百ミリリットル当たりの集落数が二百五十以上であること。
二　ビブリオ属コレラ（別名コレラ菌）（血清型がO一又はO一三九であるものに限る。）	水バラスト百ミリリットル当たりの集落数又は動物プランクトン一グラム当たりの集落数が一以上であること。
三　エンテロコッカス（別名腸球菌）	水バラスト百ミリリットル当たりの集落数が百以上であること。

附　則

この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

○環境省令第二十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十七条の二第四項及び第十七条の七第三項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）附則第三条第二項の規定に基づき、有害水バラストの処理方法を定める省令を次のように定める。

平成二十六年十月九日

環境大臣　望月　義夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十七条の二第四項等に規定する有害水バラストの処理方法を定める省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十七条の二第四項及び第十七条の七第三項の環境省令で定める方法は、化学物質を製造する装置又は生物（ウイルスを含む。）を使用する方法とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次条の規定は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日（平成二十七年一月一日）から施行する。

（改正法附則第三条第二項の環境省令で定める方法）

第二条　改正法附則第三条第二項の環境省令で定める方法は、化学物質を製造する装置又は生物（ウイルスを含む。）を使用する方法とする。